

## 練馬区公共基準点使用要綱

平成19年3月30日  
練土管第3553号

### (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき練馬区が管理する測量基準点（1級基準点、2級基準点、3級基準点、および4級基準点（相当精度の基準点を含む。）であって永久標識を設置したもの。）（以下「公共基準点」という。）の使用に関して必要な事項を定め、基準点の適正な運用を目的とする。

### (公共基準点の使用および承認)

第2条 公共基準点を使用しようとする者は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（第1号様式）を使用希望日の15日前までに区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は、公共基準点の使用を承認したときは、公共基準点使用承認書（第2号様式）を交付する。

3 前項の規定による承認を受けた者（以下「基準点使用者」という。）は、練馬区公共基準点使用条件（第2号様式裏面に記載）に従い公共基準点を使用しなければならない。

4 基準点使用者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、区職員または土地所有者等の請求があった場合は、速やかにこれを呈示しなければならない。

### (使用完了時の提出書類)

第3条 基準点使用者は、公共基準点の使用を完了した時に、つぎの書類を提出しなければならない。

(1) 練馬区公共基準点使用報告書（第3号様式） 1 部

(2) 精度管理表（網図添付） 1 部

なお、精度管理表の様式は、練馬区公共測量作業規程付録の基準点測量精度管理表を標準とする。

2 基準点使用者は、公共基準点の使用を完了した時に公共基準点の測量標に異常を認めた場合は、前項の書類の提出時にその状況が分かる写真を添付し、故障の程度を報告しなければならない。

### (電子情報処理組織による申請等)

第4条 第2条第1項の規定による申請および第3条の規定による報告については、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

### (その他)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、土木部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

付 則(令和6年3月29日5練土管第5092号)

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。